

学級の規模について

1 新学習指導要領が求める教育活動

平成 29 年 3 月、小学校及び中学校の学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が改訂された。新学習指導要領では、各学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図ることなどにより、生きる力を育むことを目指すことが示されている。中でも、「対話的な学び」を実現するには、自分で考えたことを意見交換したり、議論したりする活動を授業に積極的に取り入れることが重要となる。

また、小学校学習指導要領においては、互いの考えを伝えるなどしてグループや学級全体で話し合うような言語活動を通して指導することや、コミュニケーション能力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこと、ペア・ワークやグループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫することなどが示されている。

2 学級編制基準

(1) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

1 学級当たりの標準とする児童生徒数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小学校第 1 学年で 35 人、小学校第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校第 1 学年から第 3 学年までで 40 人が基本とされている。

また、小学校においては、二つの学年の児童数の合計が 16 人以下、第 1 学年を含む場合は 8 人以下となれば複式学級となる。中学校においては、二つの学年の生徒数の合計が 8 人以下となれば複式学級となる。【次頁表 1 参照】

(2) 兵庫県の学級編制基準（小・中学校）

兵庫県では、学級編制基準及び教職員定員配当方針（H30. 4. 1 改正 兵庫県教育委員会）により、上記の法律と同様、小学校第 1 学年で 35 人、小学校第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校第 1 学年から第 3 学年までで 40 人を学級編制基準としているが、新学習システム¹の導入により、小学校第 2～4 学年は 35 人学級編制となっている。

また、複式学級の編制基準は、国と異なり、小学校においては、二つの学年の児童数の合計が 14 人以下、第 1 学年を含む場合は 8 人以下となっている。中学校においては、複式学級の編制基準を設定していないため、兵庫県では公立中学校には複式学級はない。【次頁表 2 参照】

¹兵庫県では、個に応じたきめ細かな指導による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や個性の伸長、基本的な生活習慣の確立、生活指導の充実を目指し、小学校第 2～4 学年を 35 人学級編制としている。

本市においても、全ての市立小・義務教育学校の第 2～4 学年が 35 人学級編制となっている。

【表 1】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編成する学級	四十人（第一学年の児童で編成する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編成する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編成する学級	四十人
	二の学年の生徒で編成する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

【表 2 学級編制基準（小・中学校）（H30.4.1 改正 兵庫県教育委員会）】

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)
	(第 1 学年)	(第 2 ～ 6 学年)	
単式学級	35 人	40 人	
複式学級	14 人（第 1 学年を含む場合は、8 人）		—
特別支援学級	8 人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 単式学級に係る学級編制において、新学習システムの学級編制の弾力的な取り扱いに係る次の研究指定を受けた場合
 - ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第 2 学年から第 4 学年において、市町教育委員会が 35 人学級編制の研究指定を希望し、県教育委員会が認めた場合
 - イ 上記ア以外の学年で、調査・研究のため、特に県教育委員会が指定する場合
- 2 上記 1 以外の地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取り扱いについて市町教育委員会が特に必要があると認めた場合

3 1学級に必要な児童生徒数

前述した新学習指導要領が示す「対話的な学び」の実現を目指して、意見交換や議論する活動、グループや学級全体で話し合う言語活動、ペア・ワークやグループ・ワークなどの学習活動を行うためには、1学級にある程度の児童生徒数が確保されていることが重要である。

このようなことから、1学級に必要な児童生徒数を考えた場合、例えば、以下のような考え方ができる。

- ・ 新学習指導要領に記載している上述の活動を実施するために、例えば、1グループ4人で4グループ程度が必要であるとすれば、1学級に必要な児童生徒数は16人程度となる。
- ・ 兵庫県及び国の学級編制基準における複式学級の基準は、それぞれ14人及び16人であり、複式学級とならないためには、1学年15人又は17人が必要となる。

このことからすれば、1学級に必要な児童生徒数は15～17人程度となる。

- ・ 兵庫県の場合、小学校第1～4学年は35人学級編制、それ以外は40人学級編制である。複数学級を編制できるようにするには、小学校第1～4学年は1学年最低36人が必要であり、その場合1学級18人となる。それ以外の学年では、1学年最低41人が必要であり、その場合1学級20人若しくは21人となる。

これらのことからすれば、1学級に必要な児童生徒数は18～21人以上となる。

なお、1学級の児童生徒数について見直しをすることは望ましいと認識しているが、現在、兵庫県及び国に対して継続して法整備や加配教員の拡充等を要望しており、今後の検討課題としたい。